

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例（平成14年杉並区条例第7号。以下「条例」という。）第3条に規定する基本理念に基づき、杉並区（以下「区」という。）と地域活動団体が役割分担をしながら、地域の課題解決に協力して取り組むことにより、参加と協働による地域社会づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において地域活動団体とは、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、地域団体及び事業者等をいう。

(対象協働事業)

第3条 この制度により対象となる事業は、次の各号に掲げる事項を全て満たすもので、区からの課題提起に対する事業又は地域活動団体から課題提起する事業とする。

- (1) 地域の課題の解決につながるもの
- (2) 区と地域活動団体が協働することで相乗効果が期待できるもの
- (3) 地域活動団体が主体となって実施することが可能であるもの
- (4) 特定の個人や団体のみが利益を受けるものではないもの
- (5) 区への一方的な要望ではなく、区と地域活動団体との協議の結果、明確に協働の役割分担ができるもの
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的としていないもの

(協働提案の募集)

第4条 区長は、別に定めるところにより、前条に規定する協働事業の提案を公募するものとする。

(提案団体の要件)

第5条 前条の規定に基づき、協働事業を提案する団体（以下「提案団体」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、提案団体には、複数の地域活動団体で構成される共同事業体も含むものとする。

- (1) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があり、構成員の名簿を備えていること。
- (2) 提案団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者若しくは候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又は、その構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

(提案事業の実施期間)

第6条 前条の規定に基づき提案される協働事業（以下「提案事業」という。）の実施期間は、募集年度の翌年度内に実施する単年度事業とする。ただし、第17条第2項の規定に基づく評価結果を踏まえ、区長が必要と認めるときは、その提案事業は単年度ごとに延長することができるものとする。

(提案事業に係る費用)

第7条 提案事業を実施するに当たっての必要な費用については、区と提案団体との協議に基づき、役割分担に応じて互いに負担することとする。

2 区が負担する費用の額は、予算に定める額の範囲内とする。

(事前相談)

第8条 提案団体は、事前相談票（第1号様式）及び提案団体の概要（第2号様式）に当該提案団体の活動内容がわかるチラシ、パンフレット等を添えて、区長宛てに提出するものとする。

2 事前相談の申込方法等その他必要な事項は別に定める。

(事前協議)

第9条 区と事前相談を行った提案団体のうち、区と提案団体とによる課題の共有や協働の実現可能性を有すると区が判断した提案団体については、提案事業を所管する課（以下「区担当課」という。）と協議（以下「事前協議」という。）を行うこととする。

2 前項の規定に基づき事前協議を行う提案団体（以下「事前協議団体」という。）は、協働提案事前協議書（第3号様式）を別に定める日までに区長宛てに提出するものとする。

3 前項の協働提案事前協議書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 法人等の登記簿謄本（法人格のない団体は除く。）

(2) 定款、規約、会則等

(3) 決算報告書、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条第1項に規定する書類の写し又は収支決算の状況がわかる書類

(4) 協働提案事前協議書を提出する日から遡って3カ月以内に発行された納税証明書（法人格のない団体は除く。）

(5) その他区長が必要と認める書類

(実施候補事業の選定及び評価)

第10条 前条の規定に基づく協議の結果、区担当課と協働で翌年度に事業を実施する候補として区が選定した提案事業（以下「実施候補事業」という。）については、条例第16条の規定に基づき設置される杉並区NPO等活動推進協議会（以下「協議会」という。）の評価を受けるものとする。

2 協議会は、実施候補事業の内容について評価し、評価結果を取りまとめ、区長に報告するものとする。

3 前項の実施候補事業の評価の方法については、別に定める。

(実施候補事業実施の決定)

第11条 区長は、前条第2項に規定する報告に基づき、当該実施候補事業を実施するか否かについて決定する。

2 区長は、前項の規定に基づき決定したときは、実施の可否及び協議会が評価した事前協議団体の名称、実施候補事業の内容及び評価結果について公表するものとする。

(協定の締結)

第12条 区長は、前条第1項の規定に基づき決定した実施候補事業（以下「実施事業」という。）の実施に当たり、必要な事項について、当該事前協議団体（以下「実施団体」という。）と協定を締結する。

(実施事業に係る計画)

第13条 実施団体は、協定締結後、速やかに協働提案実施事業計画書（以下「事業計画書」という。）（第4号様式）及び収支予定書（第5号様式）を作成し、区長宛てに提出するものとする。

2 事業計画を変更するときは、区及び実施団体は協議の上、前項の事業計画書を変更するものとする。

(区が負担する経費の支払い)

第14条 実施団体は、収支予定書に基づき本事業にかかる区が負担する経費（以下「事業負担金」という。）について、事業負担金請求書（第6号様式）を作成し、区長宛てに提出するものとする。

2 区長は、事業負担金請求書を受領した場合は、実施団体に対し事業負担金を概算払いで支払う。

(実施事業に係る報告)

第15条 実施団体は、実施事業の全てが終了した後、速やかに、協働提案実施事業報告書（以下「事業報告書」という。）（第7号様式）及び収支報告書（第8号様式）を作成し、区長宛てに提出するものとする。

(事業負担金の精算)

第16条 区長は、事業報告書及び収支報告書を審査した上で、事業負担金を確定する。

2 前項の規定により確定した事業負担金が、第13条第2項に基づき区が実施団体に支払った金額より少ないときは、実施団体はその差額分を区に返還するものとする。

(実施事業の評価)

第17条 区担当課と実施団体は、事業の実施状況について、互いに自己評価を行うこととする。

2 協議会は、前項の自己評価の内容を踏まえ、実施事業の実施状況について評価し、評価結果を取りまとめ、区長に報告するものとする。

3 第1項及び第2項の評価方法は、別に定める。

(実施事業の公表)

第18条 区長は、実施事業が完了したときは、実施団体の名称、実施事業の内容、前条の規定に基づく協議会の評価結果について公表するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区民生活部長が、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。